

患者の権利と責務

(目的)

この規程は、リスボン宣言の精神を尊重し、社会医療法人加納岩日下部記念病院（以下、「本院」という）の倫理方針を基に、患者の権利を最大限尊重し最良の医療を提供することを目的として、患者の基本的な権利と責務を以下に制定する。

(患者の権利)

1. あなたは、差別されることなく最良の医療を受ける権利があります。
2. あなたは、病院を自由に選ぶ権利があります。
3. あなたは、他の医療機関や医師に相談し、意見を求める権利があります。
4. あなたは、病気について十分な説明を受け、治療を受ける権利があります。
5. あなたが自己決定できない場合であっても、あなたに代わって、家族や法律上の代理人等が選択し同意する権利があります。
6. あなたは、治療について知りたいすべての情報を知る権利があります。また、情報を知らされることを望まない場合は、知らされない権利もあります。
7. あなたが望まない医療を受ける場合は、法律が認める場合や倫理的に問題がない場合のみ、十分な説明の上で行うことがあります。
8. あなたは、診療の過程で得られた個人情報保護され、プライバシーが最大限保護される権利があります。
9. あなたは、健康教育を受ける権利があります。
10. あなたは、いかなる状態にあっても人格が尊重され、尊厳をもってその生涯を全うする権利があります。

(患者の責務)

1. あなたは、自分自身の健康状態や必要とされる情報を、可能な限り正確に医療従事者に伝える責務があります。
2. あなたは、医療従事者の説明を十分納得できるまで質問し、医療従事者と協力して医療を受ける責務があります。
3. あなたは、本院が定める規則を守り、他の患者の医療提供に支障とならないよう配慮する責務があります。
4. あなたは、知り得た他の患者の個人情報を、外部に漏らさず保護する責務があります。
5. 本院は実習機関であるため、あなたは厳重な監督の下に実習生が見学・実習・研修を行う際には、協力する責務があります。

(附則)

平成 29 年 11 月 20 日改定